## 長崎市人権教育・啓発に関する基本計画における計画期間の変更について

長崎市においては、長崎市人権教育・啓発に関する基本計画は、平和の希求と人権の尊重を基本に、すべての人々が様々な人権問題を正しく理解し、認識を深めることで、社会全体の人権意識を高めるとともに、一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重する態度を習慣として身に付けて実行していける社会の実現を目指すことを目的として、人権教育・啓発を全庁体制で取り組むために策定してきたところです。

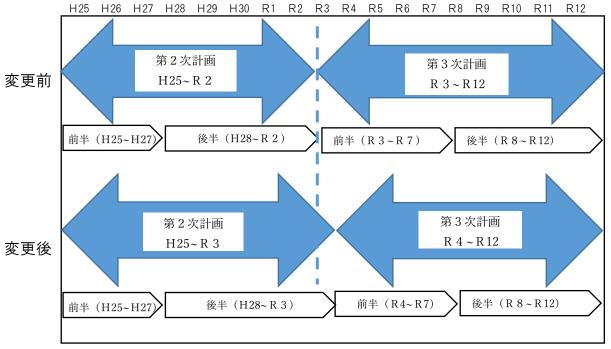
また、現在の第2次基本計画は、上位計画である第四次長崎市総合計画の基本施策 「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します。」の着実な推進を 図るためのもので、長崎市の人権教育・啓発に関する施策の方向性を示しています。

しかしながら、長崎市総合計画については、新型コロナウイルス感染症による影響等を総合的に勘案し、現計画及び次期計画期間を変更したことから、整合性を図るために、長崎市人権教育・啓発に関する基本計画も変更することとなりました。概要は次のとおりです。

## (1)計画期間の変更

	変更前	変更後
第2次長崎市	平成 25 年度~令和 2 年度	平成 25 年度~令和 3 年度
人権教育・啓発に	(後半:平成 28 年度~令和 2 年度)	(後半:平成28年度~令和3年度)
関する基本計画		
(現計画)		
第3次長崎市	<b>令和3年度</b> ~令和12年度	<b>令和4年度</b> ~令和12年度
人権教育・啓発に	(前半) <b>令和3年度</b> ~令和7年度	(前半) <b>令和4年度</b> ~令和7年度
関する基本計画	(後半)令和8年度~令和12年度	(後半) 令和8年度~令和12年度
(次期計画)		

※変更内容は、総合計画の変更内容と同じです。



## (2)今後の策定スケジュール(予定)

時期	審議会案件	事務局事務
~令和3年4月		第2次基本計画における令和3
		年度指標案
		第3次基本計画のつくり、施
		策体系図案、各主要人権課題
		における取組内容案、指標案
		作成
~令和3年6月		第3次基本計画 素案作成
令和3年7月	長崎市人権教育・啓発審議会改選	
	(次期委員任期)令和3年7月1	
	日~令和5年6月30日	
~令和3年7月	令和3年度第1回審議会開催	審議会委員改選
末	(議題案:令和2年度計画進捗	
	状況説明、第3次基本計画素案	
	説明等)	
	※第1回終了後、審議状況に応	
	じ、パブコメ前に1回開催を想	
	定。	
令和3年8月中		パブリックコメント実施
旬~9月中旬		
令和3年9月		案修正
令和3年10月	令和3年度第2回審議会開催	
	(議題案:パブリックコメント反	
	映後の次期計画案説明、審議)	
	※第2(3)回終了後、審議状況	
	に応じ1回開催を想定。	
令和3年12月末		第3次基本計画決裁
令和4年1月~3		第3次基本計画作成:印刷
月		
	3月までに第3次基本計画書完	
	成、委員へ送付	公表・配布